

障がい者制度改革推進会議

第 28 回（H22.12.13）全日本ろうあ連盟

障害者制度改革推進会議担当室御中

2010年12月1日

特定非営利活動法人CS障害者放送統一機構

理事長 高田 英一

## 障害者の情報へのアクセス権保障について

国連「障害者権利条約」は、「障害のある人が新たな情報通信技術（情報通信機器）及び情報通信システムに関する設計、開発、生産及び分配を、それらを最小の費用でアクセシブルにするようにして促進すること」を国の義務としている。（9条のg）

障害者のコミュニケーションについて、「障害のある人が自立して生活すること及び生活のあらゆる側面に完全に参加することを可能とするため、——物理的環境、輸送機関、情報通信（情報通信技術、情報通信機器及び情報通信システムを含む）——にアクセスすることを確保するための適切な処置をとる」ことは国の責務である。（権利条約9条の1）

社会生活に参加する権利、政治に参加する権利、教育を受ける権利、医療を受ける権利、文化、芸術、スポーツに触れ楽しむ権利などが全ての国民＝障害のある人々に保障されるための必要な処置（合理的処置を含む）を国と関係機関は取らなければならない。現在、議論されている障害者基本法は既存の情報アクセスのための放送・通信法など各種法律をも拘束する法でなければ意味をなさない。

この提言は、障害者の情報アクセス権を障害者基本法によって各種法律の面においても保障すべき課題についての問題提起としている。

### 情報アクセスの権利保障

#### 1、放送のバリアフリー化について法的に規定すべき具体課題

放送は、国民にとって主要かつ重要な情報源である。放送は世界的なデジタル化の時代に入り、情報量の拡大、情報の高品質化、付加価値の拡大などについて、障害者を含む全ての国民が享受するためにバリアフリー化を同時に進めなければならない。その責務は国と事業者が担っている。放送・通信法など関連法律と共に、障害者対応として法的に明確に規定することが必要である。

新放送・通信法は、放送と通信の融合の新しい時代の要請に応えるために整備されようとしている。そもそも放送のバリアフリー化は、コンテンツと設備を包括的に検討する必要があるにも関わらず、その改訂の過程において、コンテンツと設備の双方にかかわるア

アクセシビリティに関する検討がほとんどされておらず、ましてやその当事者の関与が保障されていないことは重大な問題である。

将来を見据えて今日までの法整備の問題点とこの間の教訓を生かし、障害者の関与を含む、恒久的な放送のバリアフリー化を実現する法的拘束力を持った処置をとることが不可欠である。

### 聴覚障害者対応の課題

聴覚障害者には音声の他、字幕、手話、遅延再生などが必要となる。

音響の中の人の音声の増幅、音質の変更、Wifi出力、磁気ループ出力、遅延再生などを対応する技術の確立と、そのための必要性を明確にした、規格を制定すること。

「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」に基づく、キー局、地方局、その他放送局の字幕達成最低基準を明確にし、また段階的達成計画を持つことを含め、放送局事業運営の許認可基準とすること。

また、ラジオ放送番組も字幕放送の対象とすることを求める。

手話の付与について、手話の常時付与を不可能としている ARIB 基準 RT-B14 を廃止し、クロードサイン技術開発を国の責任で行うこと。

唯一、手話の常時付与放送を行っている「目で聴くテレビ」方式による放送を、補完放送として位置づけ、国の責任による助成など「合理的配慮」「処置」を行うこと。

ARIBの不具合基準を廃止することは重要であるが、それによっても、現在の日本のデジタル放送システムの現状では、手話を常時放送するクロードサイン放送を実現することはできない。上記補完放送と共通の課題として、それを補う手話アニメーションの開発など代替え処置の必要性を明確にし、その技術開発に国が支援することを明確にする。

### 視覚障害者対応の課題

視覚障害者に対する音声解説を付与した放送は、「指針」目標そのものが10%であり、視覚障害者のアクセス権を保障する方向を目指すものとはいえ、適切な目標を掲げ、目標の達成は、国と事業者の義務とする。

現状のデジタル放送では、5.1 サラウンド放送時には音声解説を放送できない。5.1 サラウンド放送が増えている現状のもとでは、解説放送の実施はますます困難になっており、常時放送することを可能とする技術開発と規格化による解決が必要である。

国の責任で解説放送を常時可能とする、技術開発を急ぐこと当面の政府責任として明確にすること。

あまりにも少ない解説放送の時間数を引き上げるために、手話と同様に解説放送が可能な「目で聴くテレビ」による放送を補完放送として位置づけ国による支援義務を合理的処置として明確にする。

デジタル放送のデータ放送は視覚障害者が全くアクセス出来ない。視覚障害者にも認識

できるアクセス方法を保障するため、データ放送を音声認識に変換する技術開発を国と放送事業者の責任で行う。

視覚障害者が操作できるテレビジョン開発が部分的段階でとどまっている。視覚障害者対応のテレビジョンを開発・供給する義務を製造者に課すこと。

これらの機器の開発の必要性を明確にし、国と事業者の責務を明確にする。

## 法的処置

- ① 障害者の放送へのアクセスは権利であること、それを国と事業者が保障する義務があること明確にする。
- ② 字幕放送・手話放送・解説放送などの目標達成のために、補完放送の位置づけと国による支援を明確にし、現実に存在する手段への「合理的配慮」「処置」をとる責務が国にあることを明確にする。  
また、事業者の努力だけでは実現困難な手話付与と解説音声放送には、補完放送によるカバーを明確にする。
- ③ 字幕放送・手話放送・解説放送などの付与責任は放送局の許認可規定とする。
- ④ 放送、通信のバリアフリー化の障害となっている、各種法規、技術規定は廃棄する。
- ⑤ 受信装置などのバリアフリー機器の開発と「新たな負担の発生しない」機器の開発・製造・配布は国の責任でおこなう。
- ⑥ 放送に関するあらゆる検討課題に障害者の意見を反映させる制度を確立する。
- ⑦ 障害者によるモニター制度を設置し、当事者の意見反映の機会を明確にする。

## 2、情報アクセス支援者の養成の制度化

情報アクセスの保障のためのリアルタイム字幕制作者、手話通訳者、解説制作者は通常の地域生活における字幕入力、手話通訳、音訳者とは異なる専門性と倫理性が求められる。

これらの情報アクセス支援者の養成に国は責任をもち、養成事業を行う事業者を支援する制度を設ける。

### コミュニケーション支援者養成のための遠隔地教育の確立

障害者のコミュニケーションにとり、最も重要でまた最も遅れているのは、支援者養成である。最も進んでいる手話通訳の場合でも、地域間格差など、大きな問題を抱えている。特に、視覚障害者に対するコミュニケーション支援者の養成に大きな進展が見られない。

視覚障害者をサポートする音訳者研修会は、従来、年に一度、東京や関西で2泊3日で開催されてきた。しかし、対象者の多くが主婦や勤めを持っている人で、宿泊の伴う研修会への参加は、相対的に高齢者が多く、結果的に支援者の少なくなることは全ての障害者に共通した問題となっている。適切な研修を受ける機会をたくさんの人が受けるには、どうしても通信手段を利用した遠隔地研修が必要である。

視覚障害者のための字幕オペレータ・ガイドヘルパー・読み書き支援者・代読・代筆支

援者養成、知的障害者の意思決定のための代弁・介護者の養成、盲ろう者向の通訳介護者養成など・各種研修を通じて早く必要な支援者を大量に育てるために、実証実験済みの遠隔地教育のための処置を国に求める。

遠隔地教育が有効手段であること、国の支援義務を明確にする。

### **3、その他の情報へのアクセス権の保障**

教育機関、交通機関、医療機関、その他公共に開かれた施設などにおける、情報とサービスへのアクセスの保障（字幕や音声表示などの保障）。

書籍などのデジタル化は、急速に進んでいる。出版された書籍の自動デジタル化機器も誕生している。I p a dなどの誕生で、これまでになく、障害者のそれらへのアクセスは容易になりつつある。次世代デジタル機器の誕生によって、アクセシブルに障害者が情報を得るため、機器の開発、運営に対する国の支援を義務化する

次世代システムによる、アクセス権の保障と必要機器の給付などを制度化する。その保証の中には、著作権の権利制限、フェアユース規定を導入する。

### **4、情報アクセス保障用電波の確保**

無数の電波が様々な用途に利用されているが、障害者が専用して使える電波は、FM周波数帯に補聴用電波帯域が確保されているだけであり、広く情報アクセス保障用の電波は存在しない。

地上デジタル放送の完全移行に伴って空きが発生するが、障害者の情報アクセス保障に利用できる電波帯がないのは国民全体の財産である電波の利用という点でも巨額の国費を投入した事業の結果としても国民の理解が得られない。

補完放送用テレビ用電波の確保は国が責任を持って保障すべきである。

以上